後期高齢者医療制度「被保険者の皆様へ」

被保険者証が切り替わります

〔有効期限が平成30年7月31日となります〕

平成29年 💙



被保険者証の色(ピンク) の変更はありません

- ●新しい被保険者証は、7月下旬までに 郵送又は窓口等で交付します。
- ●8月からは医療機関の窓口に新しい被 保険者証を提示してください。
- 被保険者証が届いたら、住所・氏名・一 部負担金の割合を確認してください。

	後	朝高虧者医療被保険者証]	
	1010/0	環 平成30年 7月31日)	
259359		12345678		
被保	2 5	56全市石川石崎1-1		
R	R 8	後期 太郎	93	
ä	9.498	昭和 5年 7月 5日		
海拔物质电讯日		平成 20年 4月 1日		
A:	20 10 00	平成 20年 4月 1日		
文点	1880	平成 29年 8月 1日		
-8882480		196		
数で	・音楽号 7に保険 1名申及	394721	3 9 美期	

福祉課 ☎098-985-7124 / 沖縄県後期高齢者医療広域連合 ☎098-963-8012 お問合せ

限度額適用•標準負担額減額認定証

(減額認定証)について

減額認定証とは?

後期高齢者医療の被保険者で住民税非課税 世帯の方が療養(入院・外来・調剤)を受ける場 合に、減額認定証を被保険者証に添えて医療機 関の窓口で提示することにより、一部負担金限 度額の適用及び入院時の食事代等が減額され る証です。

減額認定証の交付は、広域連合にて認定され た該当者については8月の定期更新時に被保険 者証と同封します。

なお、初めて申請する時などは、原則申請手続 きが必要になりますので、町役場福祉課で被保 険者証、印鑑をご持参のうえ、申請して下さい。 減額認定証は申請した月の初日から適用となり ます。なお、代理人が申請に来る場合には被保 険者証、被保険者本人の印鑑、代理人の方の身 分証明書をご持参ください。

住民税非課税世帯とは?

区分低 I:同一世帯の世帯員全員が住民税非 課税であって、かつ、世帯全員が年金収入80万 円以下(その他の各種所得が必要経費・控除を

差し引いたときに0円)の方(減額認定証に「区 分 I 」と表記されます)

区分低 Ⅱ:同一世帯の世帯員全員が住民税非 課税の方(減額認定証に「区分Ⅱ」と表記され ます)

<長期入院該当候補者の方>

平成28年8月から平成29年7月の減額認定証 (区分Ⅱ)に該当する期間のうち、入院日数が90 日をこえる方は、申請するとさらに食事代が減額 されます。申請を希望される方は、医療機関が発 行した直近3ヶ月分の入院日数が確認できるも の(領収書など)を持参して町役場福祉課にてお 手続きください。

■減額認定証が交付できない方

○世帯構成員に所得不明者がいる方 世帯構成員に平成29年度の所得が不明の方 (未申告者、市町村で申告の情報がない方)が いる場合は、所得の定期判定ができません。 交付を希望される方は世帯員全員の申告が 必要となります。

お問合せ

四098-985-7124 福祉課